

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和 8年 1月 16日
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 京都府警察本部長 吉越清人

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築			
工 事 着 工 予 定 年 月 日	令和 9年 8月 初日			
工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和 12年 12月 末日			
特定建築物 の 概 要	名 称	京都府南丹警察署		
	所 在 地	南丹市園部町上本町南 2 番 24、2 番 5 の一部		
	構 造	鉄骨造	階 数	地上 4 階
	敷 地 面 積	3189.55 平方メートル	高 さ	19.64 メートル
	建 築 面 積	1182.52 平方メートル	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	3618.41 平方メートル (平方メートル)
	用途別の床面積	住 宅	平方メートル	
		ホ テ ル 等	平方メートル	
		病 院 等	平方メートル	
		物品販売業を営む店舗等	平方メートル	
		事 務 所 等	3618.41 平方メートル	
		学 校 等	平方メートル	
		飲 食 店 等	平方メートル	
		集 会 所 等	平方メートル	
	工 場 等	平方メートル		
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性 能 に 関 す る 評 価 結 果	サステナビリティランキング BEE = 1.1 B+			

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	5.28 立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 5.28 立方メートル
	使用する用途	壁・天井仕上	
	府内産木材等の使用基準量		0.94 立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量		5.28 立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積		872.83 平方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概	要
■ 外壁、屋根又は床の断熱	屋根:押出法ポリスチレンフォーム t50 外壁:硬質ウレタンフォーム吹付 t50 床:押出法ポリスチレンフォーム t25		
■ 窓の断熱又は日射の遮蔽	LowE 複層ガラスの全面的な使用		
■ エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED 照明、高効率空調設備等		
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用			
■ 節水型設備の設置	節水水栓		
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用			
<input type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用			
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	気候に合わせた防汚性の高い外装材の選定		
■ 電気自動車等の充電設備の導入	敷地内に電気自動車充電設備を設置している		
<input type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用			
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置			
■ 緑化の実施	緑化計画書に基づき敷地内を緑化		
<input type="checkbox"/> その他			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

(1) CASBEE-建築（新築）による評価結果

(2) CASBEE で高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し

(4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等

(5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

